

平成26年4月25日

文部科学大臣
下村 博文 様

全国連合小学校長会 会長 堀竹 充
全日本中学校長会 会長 細谷 美明

教育委員会制度改革に向けての要望

平成25年12月、中央教育審議会から「今後の地方教育行政の在り方について」の答申がありました。これによりますと、教育委員会を首長の附属機関とし、教育長は、首長が定める大綱的な方針に基づいて、その権限に属する事務を執行するとした本案と教育委員会を執行機関として存続させるとした別案が提示されました。

さらに、その後、与党合意案が出され、教育長と教育委員長のポストを一本化し、新「教育長」を置くこと、新「教育長」の任期を3年にすること、首長が主宰する総合教育会議を設置することなどが示されました。

教育委員会制度は、校長の学校経営や教育活動に大きな影響を与えるものであり、学校現場が直面している諸課題の迅速かつ適切な解決のため、その根幹をなす重要な制度であると考えています。

教育委員会制度改革に向け、現在、法案が国会で審議されていますが、「国家百年の計は教育にあり」と言われるように、国、地方行政、学校が一体となり将来の日本を支える人材を継続的に育成するためには、法案及び法案の実施を補足する省令等の整備が急務と考えます。

つきましては、下記について慎重な検討をしていただくことを要望いたします。

記

1 政治的中立性を確保すること

教育は人格の完成を目指して行われるものであり、その内容は、公正中立であることが極めて重要です。教育行政の執行に当たっては、個人的な価値判断や特定の主義主張に影響を受けることなく、誰が見ても公正中立であることを担保する制度にしなくてはなりません。そのためには、合議制により教育方針や施策等が決定される制度が有効だと考えています。

新たに設置される総合教育会議の権限と決定システムについて具体的に示すとともに、首長の個人的な思想・信条により教育施策が歪められないことがないよう歯止めをかける制度の検討をお願いしたい。

2 教育の継続性を確保すること

教育は子どもたちの健全な成長のため、一貫した教育方針の下、継続的、安定的に行

われなくてはなりません。そのため、校長の学校経営の方針転換については、慎重に行う必要があります。また、教育行政の方針が安定することで、学校現場では、子どもたちに継続的な教育を行うことが可能になり、教育効果も高まります。

そのためには、中長期的視点で教育方針や施策等の計画を立て、首長の交代等により急激に教育施策の転換が起こらないように歯止めをかけることが必要です。新「教育長」は、教育行政を執行し、継続性を担保するための重要なポストになります。短期間で新「教育長」が交代する事態は、教育の継続性を損なうことになりかねません。新「教育長」の任期を3年にすることについて、慎重な検討をお願いしたい。

3 学校や地域住民の意向を反映させること

学校は、地域住民や保護者の理解と協力のもとに成立するものであり、教育行政は、広く地域住民や保護者の意向を踏まえて執行されるべきものです。また、学校の現状について十分な認識がなくては、適正な教育行政を執行することが困難です。

そのためには、地域住民や保護者の代表、教育関係者が教育方針や施策等の決定に参画できる制度にすることが必要です。そこで、教育委員の資格要件について、慎重な検討をお願いしたい。

4 中央教育審議会の答申について

今回の教育委員会制度改革にあたり、中央教育審議会教育制度分科会において実に39回にもわたる審議がなされました。全国連合小学校長会及び全日本中学校長会からも各会長が委員として参加していますが、同分科会でまとめられた答申「今後の地方教育行政の在り方について」が現在国会で審議されている法案に十分に生かされていると言えないことは報道等でも明らかです。中央教育審議会は、我が国を代表する教育関係者で構成され、教育に関する諸課題について高い専門性で見識をもって審議することのできる機関であります。それにもかかわらず、今回の審議において、同審議会の答申が十分に反映されなかったことは、委員を参加させている本会として看過することができません。

そのためには、あらためて同審議会の重要性を政府はじめ関係省庁に再認識させ、今後継続される教育諸政策に関する審議での同審議会の答申の扱いについて十分配慮するようお願いしたい。